

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により
下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 16 日

上越市長 小 菅 淳 一

記

- 1 委託事務の内容
大島庄屋の家における使用料及び物品売払代金の徴収事務
- 2 委 託 先
名 称：庄屋の家管理組合
住 所：上越市大島区田麦 1096-2
- 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委 託 期 間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで